

# 令和6年度 幼稚園入園申込についてのご案内

幼稚園を利用するためには、申請手続きが必要です。

令和6年度の申請手続き等は、次のとおりですので、ご確認ください。

## 1 受付

○提出締切：(1) 当初受付 令和5年11月24日(金)

※4月入園をご希望の場合は、この期間に申し込んでください。

※書類の確認に時間を要しますので、お早めの提出にご協力くださいますようお願いいたします。

(2) 随時受付

※定員に空きがある場合のみ入園できます。

○受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

○受付場所：美馬市子どもすこやか課

## 2 市立幼稚園入園該当児

幼稚園名	所在地	電話番号	該当児	定員
江原北幼稚園	脇町字西赤谷 3744 番地 2	53-9947	3・4・5 歳児	70名
木屋平幼稚園	木屋平字谷口 235 番地 1	68-3733		35名
脇町幼稚園	脇町大字猪尻字西ノ久保 116 番地	52-0086	4・5 歳児	105名

## 3 該当児年齢

3歳児：令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日生まれの者

4歳児：平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日生まれの者

5歳児：平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日生まれの者

## 4 提出書類

申請に必要な書類を全て揃えてから、締切日までに提出してください。

※必要書類が不足している場合、受付できません。

※必要書類・記入例は、市ホームページからダウンロードできます。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
入園願		全員	<input type="checkbox"/>
『施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書』	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。	全員	<input type="checkbox"/>
個人番号申告書  ※ 現在、美馬市立保育所及び認定こども園に在園中の方は省略可能です。	申請者及び世帯員の個人番号は、誤りのないように事前にご記入をお願いします。 (1) 申請者が申請する場合 ①申請者の個人番号及び本人確認ができる書類 (2) 代理人(申請者以外)が申請に来られるとき ①委任状 ②代理人の本人確認ができる書類 ③申請者の個人番号が確認できる書類(コピー可)	全員	<input type="checkbox"/>
一時預かり事業申請書	「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育の必要性を証明する書類」も提出してください。	希望する場合	<input type="checkbox"/>
入園児童の健康保険証(写し)	写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」及び「二次元コード」にマスキング(塗りつぶし等)して提出してください。	全員	<input type="checkbox"/>
マイナンバー 【右の備考の中の①または②】	①個人番号カード(入園を希望する子どもおよび世帯全員のもの)※顔写真付きのプラスチック製のカード  ② ◎通知カード(入園を希望する子どもおよび世帯全員のもの)※紙製のカード または、個人番号が記載された住民票(世帯全員のもの)等  ◎本人確認書類(窓口に来られる申請者(保護者)の分のみ)※下記(1)又は(2)参照 (1)運転免許証、パスポートなどの顔写真付きのものであればいずれか1点 (2)上記の確認書類がない場合、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書などのうち2点	全員	<input type="checkbox"/>
令和5年度所得課税証明書	児童の父母または扶養義務者が令和5年1月1日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができていない場合	該当者のみ	<input type="checkbox"/>

## 5 保育料・給食費について

保育料及び給食費は**全員無償**です。

※ただし、教材費等の幼稚園への諸経費は保護者負担です。（入園説明会時に説明します。）

◎状況により必要な書類（保育料算定・副食費免除判定のための書類）

2人以上入園の場合であっても、1人あたり1部提出してください。ただし、原本は1部でも構いません。

（例）2人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

書類が必要な方	必要書類	備 考	チェック欄	
			父	母
障がい児（者）がいる世帯	次のいずれか ・障害者手帳の写し ・療育手帳の写し	氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 所得要件によって保育料の軽減措置があります。 入園希望する子どもに限らず世帯全員が対象です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和5年または令和6年1月1日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができていない方	所得が証明できる書類（所得課税証明書の写し）	海外赴任や美馬市転入前に海外などで日本に住民登録がなかった方は、日本国外での収入がわかる書類の提出が必要です。 下記の表（◎所得が証明できる書類）をご覧ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭の世帯	次のいずれか ・児童扶養手当受給者証の写し ・ひとり親家庭等医療受給者証の写し ・戸籍謄本の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活保護の世帯	生活保護受給証明書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

◎所得が証明できる書類

以下の書類を父母両方分提出してください。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。（提出書類は返却できません）

書類の必要な方		必要書類	
令和6年4月～8月 入園希望	令和5年1月1日時点の 住所地	美馬市内	特に必要ありません。
		美馬市外	「令和5年度（令和4年中の所得）所得課税証明書」（コピー可）
		海外	令和4年中の海外での収入がわかる書類
令和6年9月～令和7年3月 入園希望	令和6年1月1日時点の 住所地	美馬市内	特に必要ありません
		美馬市外	「令和6年度（令和5年中の所得）所得課税証明書」（コピー可） （令和6年6月1日以降に提出してください。）
		海外	令和5年中の海外での収入がわかる書類

※市町村民税が未申告の方は申告してください。

※市町村民税が確認できる書類の提出が無い場合は、確定ができません。

※課税状況が確認できない場合には所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。

## 6 幼稚園の一時預かり事業について

一時預かり事業保育料：月額 8,000円（8月のみ 14,000円）

※「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合、一時預かり事業保育料は無償となります。  
 子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには5の提出書類に加え、下記の書類が必要です。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書		全員	<input type="checkbox"/>
保育の必要性を証明する書類	保護者全員分（父・母）が必要です。 下記の表から該当する理由の必要書類を提出してください。	全員	<input type="checkbox"/>

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの ※★は市ホームページからもダウンロードできます	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	<b>・就労証明書★</b> ※就労予定の方は、就労開始後に再度、提出してください。 ※育休復帰予定の方は、復職後に再度、提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業、農業、内職	① <b>就労証明書★</b> ② 自営等の証明書類 （源泉徴収票、確定申告書、受注票の写しなど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	求職活動中	<b>・求職活動（起業準備）申立書★</b> ・求職活動の状況が確認できる書類 （ハローワークカードなど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育休取得中	育休取得中で、保育利用中の子どもがいる場合 ※産まれた子が1歳を迎える年度末まで	<b>・就労証明書★</b> 又は育児休業期間の証明（会社からの辞令書など） ※母の氏名、育児休業期間、会社の社印が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もない	・母子手帳の写し（表紙＋出産予定日記載のページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	学生の場合	・在学を証明できる書類（学生証の写し等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	職業訓練を受ける場合	・職業訓練を受けることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	通院・入院している場合	<b>・疾病状況申立書★</b> ・医師の診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	障がいがあり、保育できない場合	・障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳等の写し（障がいの程度が確認できる部分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	親族の介護・看護にあたる場合	<b>・介護・看護申立書★</b> ・医師の診断書、障害者手帳または介護保険証（認定済）の写し（介護される方の分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害に見舞われた場合	・被災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	・書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 7 その他

提出書類の記入にあたっては、記入漏れや押印などの確認をして、提出をお願いします。

各幼稚園で開催の入園説明会（1月上旬～2月上旬）の案内は、各幼稚園から郵送されます。

【お問い合わせ】 美馬市教育総務課 電話：0883-52-8010

# 令和6年度 美馬市立幼稚園の入園案内

市内には市立幼稚園が3園あります。通園区は、原則として小学校区に準じ、地域の小学校と連携を図り幼稚園教育を進めています。

## (1) 教育週数・教育時間・給食

- ① 1年間の教育週数は39週を下限とします。
- ② 1日の教育時間は5時間前後(8時から13時)です。  
※教育時間は行事等で変更があります。
- ③ 全園で給食を実施しています。



※ 長期休業日の一時預かり事業の場合は給食はありませんので、弁当持参です。

## (2) 保育料・給食費

- ① 幼稚園の保育料は、全員無料です。
- ② 美馬市では、幼稚園の給食費も全員無料です。  
※ただし、教材費等の諸経費は保護者負担です。



## (3) 園名と所在地・電話番号・入園できる年齢・定員

	園名	所在地	電話番号	年齢	定員
①	江原北	脇町字西赤谷3744番地2	53-9947	満3・4・5歳児	70名
②	木屋平	木屋平字谷口235番地1	68-3733	満3・4・5歳児	35名
③	脇町	脇町大字猪尻字西ノ久保116番地	52-0086	満4・5歳児	105名

## (4) 一時預かり事業の実施

### ◎ 目的

教育時間終了後、保育の必要性のある家庭を対象に実施し、幼児の心身の健全な発達を図り保護者の子育てを支援することを目的としています。

### ◎ 実施園

江原北幼稚園・脇町幼稚園



### ◎ 利用の条件

- ① 保護者の就労等により、保育の必要性があると認定を受けた場合
- ② その他、教育委員会が必要と認めた場合

### ◎ 実施日・休業日

- ① 実施日  
・月曜日から金曜日までの週5日です。
- ② 休業日  
・土日祝日  
・3月31日～4月1日  
・12月29日～翌年1月3日  
・その他、園長が指定した日(幼稚園の休業日等)

### ◎ 利用時間

教育時間終了後～午後6時30分  
※長期休業日は、午前8時～午後6時30分

### ◎ 利用申込と辞退

- ① 申込  
・「一時預かり事業申込書」を提出してください。  
・教育委員会が決定をして保護者に通知します。
- ② 辞退  
・「一時預かり事業辞退届」を幼稚園に提出してください。

### ◎ 一時預かり事業保育料

月額 8,000円 (8月のみ 14,000円)  
※「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合は、一時預かり事業保育料が無償となります。

### 【認定を受けるために必要な書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育を必要としている事由を証明する書類

### 【保育の必要性の区分】

- ・就労・妊娠、出産・疾病、障がい・介護等
- ・災害復旧・求職活動・就学・虐待やDVのおそれ
- ・育休取得中で保育利用中の子ども



# ◆幼稚園はこんなところ◆

幼稚園は学校教育法に基づく〈子どもがはじめて出会う〉「学校」です。

幼稚園教育の目標

生きる力の基礎を培う

## 【健康】

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力

健康な心と体



## 【人間関係】

人に親しみ、支え合って生活するための自立心や人とかかわる力

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

家庭と連携を図りながら

- 基本的な生活習慣の形成や連携に当たっては、家庭での生活習慣に配慮しながら、保護者との情報交換の機会等を通じて、ともに理解を深めていきます。

## 【環境】

周囲の環境に好奇心や探求心をもってかかわり、生活に取り入れる力

自然との関わり、生命尊重

思考力の芽生え



## 【表現】

感じたこと考えたことを自分なりに表現することを通し、創造性を豊かにし、豊かな感性や表現する力

豊かな感性と表現



## 【言葉】

自分の言葉で話し、相手の話を聞く意欲・態度等、言葉に対する感覚や言葉で表現する力

言葉による伝え合い



数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚



豊かな遊びは綿密な計画から

- 遊びを学習の基盤とするために、発達を見通した指導計画を立て、子どもに応じて適切な指導を行い、遊びが豊かになるように工夫しています。
- 計画の立案や指導に当たって、教員は研究会や専門講座等に参加して、常に専門性を高めています。

小学校以降の生活や学習の基盤を育てる

- 幼稚園では、発達段階を踏まえた「遊び」を大切にしている。生活習慣や人間関係のかかわり方などを身に付け、体験的な遊びを重ねていきます。
- 様々な遊びを通して、人とうまくかかわれるようになったり、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さに気づいたりすることで、体力づくりや小学校以降の「国語」や「算数」などの学習の基礎を育てています。

道徳性の芽生えを培う

- よいことや悪いことの区別、他者への思いやりや社会的ルールを育てるなどの「心の教育」を充実しています。
- 一人一人の子どもをよく理解し、気づき考えることを大切にしながら、集団生活を通して道徳性の芽生えを培います。